

3.10.14(太田)

## 高度教育研究大学構想(国立大学法人制度改正私案)

国立大学の教育研究水準を世界水準のものとするため、向上心のある国立大学法人については、国立大学法人法の枠組みから脱して新たな大学法人制度に移行させる。

新たな大学法人は、多様なステークホルダーで構成する合議体である「経営委員会」のもと、民主的で透明性の高いガバナンス体制を構築し、自律的な経営により高度な教育研究を持続的に発展させるものとする。国は、従来の運営費交付金を財源とする新たな交付金と大学ファンドを通じて財政的支援を行うが、大学法人の経営には原則として関与しない。ただし、一定期間を経過しても、高度な教育研究の持続的な発展を達成することができない場合には、支援の見直し、国立大学法人への移行その他の措置を検討する。

### 1 新たな法人類型の創設

- (1) 現行の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に加え、新たな法人の類型を創設する。
- (2) 新法人は、最高水準の総合的な教育研究活動を展開する国立大学を設置することを目的とし、その業務の範囲は、指定国立大学法人と同様とする。
- (3) 新法人の資本金については、政府のほか、政府以外の者(地方公共団体等)からの出資を可能とする。
- (4) 新法人は、国立大学法人の申請に基づき、実績、規模等を勘案して適切と認められるものについて、移行を認めることにより設立するものとする。

### 2 組織

#### (1) 経営委員会

- ① 新法人に、経営委員会を置く。
- ② 経営委員会は、新法人の事業計画、事業報告、予算その他新法人の経営に関する重要事項を審議承認するとともに、役員職務の執行を監督する。
- ③ 経営委員会は、監事である委員及びそれ以外の委員九人以内で組織する。
- ④ 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ⑤ 委員長は、経営委員会の会務を総理する。
- ⑥ 経営委員会の会議は、公開する。

#### (2) 役員

- ① 新法人に、役員として、その長である理事長及び委員九人以内を置く。
- ② 新法人に、役員として、経営委員会の定める員数の理事及び監事二人を置く。
- ③ 理事長は、新法人を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。
- ④ 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して新法人の業務を掌理する。
- ⑤ 理事のうち、新法人の設置する国立大学の数に応ずる員数の者は、それぞれ当該国立大学の学長としての職務を行う大学総括理事とする。
- ⑥ 監事は、新法人の業務を監査する。
- ⑦ 理事長及び理事は、人格が高潔で、学識経験に優れ、かつ、法人の経営に能力を有する者のうちから、経営委員会が任命する。
- ⑧ 委員は、前項に規定する者のうちから、経営委員会の指名に基づき、文部科学大臣が任命する。
- ⑨ 委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。
- ⑩ 監事は、文部科学大臣が任命する。
- ⑪ 役員任期は、六年を超えない範囲内において、経営委員会が定める。

⑫ 役員の欠格条項、解任事由及び秘密保持義務並びに役員及び職員の地位は、国立大学法人と同様とする。

(3) 事務局及び教育研究評議会

① 新法人に、事務局を置く。(経営協議会は、設置しない。)

② 事務局は、新法人の経営に関する事務(教育研究に関するものを除く。)をつかさどる。

③ 事務局の長は、経営委員会の指名する理事をもって充てる。

④ 新法人に、新法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

⑤ 教育研究評議会の組織及び審議事項は、国立大学法人と同様とする。

3 経営及び評価等

(1) 経営計画等

① 新法人については、国立大学法人法第三章(中期目標等)の規定は、適用しない。

② 理事長は、六年間における当該新法人の経営計画を策定し、経営委員会の承認を得なければならない。

③ 理事長は、各事業年度の開始前に、予算及び事業計画を作成し、経営委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

④ 理事長は、各事業年度の終了後速やかに、事業報告及び財務諸表を作成し、経営委員会の承認を得て、公表しなければならない。

(2) 評価等

① 文部科学大臣は、各事業年度において、新法人の設置する国立大学における教育研究の成果について客観的な指標を用いた評価を行い、その結果を新法人に通知するとともに、公表する。

② 経営委員会は、経営計画の期間の最後の事業年度が開始する時までに、当該経営計画に係る新法人の経営の状況の評価し、文部科学大臣に報告しなければならない。

③ 文部科学大臣は、報告を受けた場合において、当該新法人の経営が良好でないと認めるときは、経営委員会に対し、所要の改善措置が講じられるよう勧告をすることができる。

④ 文部科学大臣は、勧告をした場合において、次の経営計画の期間に係る報告においてもなお当該新法人の運営が良好でないと認めるときは、当該新法人について、国立大学法人に移行させるための措置その他所要の措置を講ずるものとする。

4 財務及び会計

(1) 政府は、予算の範囲内において、新法人の業務の財源に充てるために必要な金額の一部を交付するものとする。

(2) 新法人は、手続を要することなく、長期借入金、債券の発行、積立金の次の事業年度への繰越し、土地等の貸付及び余裕金の運用を行うことができる。

(3) 文部科学大臣は、新法人の財務状況が著しく悪化したと認めるときは、当該新法人に対して是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 その他

(1) 新法人については、授業料その他の費用に関する文部科学省令は、適用しない。

(2) 新法人のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構の助成業務について定められた要件に適合するものは、助成業務の対象となることができる(国立大学法人は対象とならない)ものとする。

(3) 上記のほか、国立大学法人から新法人への移行に関する手続、準用通則法が規定する事項等に関し、所要の規定を整備する。

